

南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年8月

南但広域行政事務組合 環境課

南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

南但地域における次期ごみ処理施設の整備等に関して、客観的な方向性を示した指針を策定するため、その業務の支援を委託することに当たり、創造性・技術力・課題解決能力・協調性など最も優れた提案ができる者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 発注者

南但広域行政事務組合管理者 藤 岡 勇

(2) 委託業務名及び業務場所

①委託業務名：南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務

②業務場所：兵庫県朝来市和田山町高田 817-1 南但クリーンセンター内ほか

(3) 委託業務期間

契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託業務内容（主なもの）

①現状と課題整理

②処理方式の検討

③ケーススタディの実施

④南但ごみ処理施設整備指針策定審議会（以下「審議会」という。）の運営支援

⑤その他策定に当たって必要な業務

※詳細は**仕様書（別紙1）**に定めるとおり

(4) 限度額

発注者は、毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費を委託料として支払うこととし、その限度額は次のとおりとする。

ただし、契約後に発生した必要経費については、当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	合計
限度額	4,000	6,000	10,000
業務内容 (予定)	○現状と課題整理 ・R4 精密機能検査内容精査 ・施設の現状把握 ・運転管理実績 等 ○処理方式の検討 ・将来ごみ量及びごみ質の予測 ・リスク分析・課題の抽出 等 ○審議会運営支援 ・開催予定：2回	○処理方式の検討 ・メーカーアンケートの実施 (見積書徴取等) ・各処理技術の比較検討 等 ○ケーススタディの検討 ・事業費シミュレーション ・その他定性評価 等 ○審議会運営支援 ・開催予定：3回	

※消費税及び地方消費税を含む。

3 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出期限（令和6年8月16日現在）において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 南但広域行政事務組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 提案する事項が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 法人税、本店所在地の都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 南但広域行政事務組合指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 公共機関等から発注されたもので、令和元年度以降、企画提案書の提出期限までに完了している以下に示す業務実績を有する者であること。
 - ①一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設又はリサイクル施設）に係る施設の在り方検討（長寿命化計画を含む。）や施設整備基本構想及び基本計画又はそれに類するもの

4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 **令和6年8月16日(金)午後5時まで**
- (2) 提出書類 **プロポーザル参加表明書(別紙2)**
- (3) 提出方法 持参又は郵送(期限当日までに必着)による。
- (4) 提出先 南但広域行政事務組合 環境課
〒669-5243 兵庫県朝来市和田山町高田 817-1 (南但クリーンセンター内)

5 質問受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は**質問書(別紙3)**を提出すること。

- (1) 提出期限 **令和6年8月23日(金)午後5時まで**
- (2) 提出方法 質問書を電子メール又はファクシミリにより提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質問は、参加表明書の提出のあった全員に電子メールで回答する。
- (4) 提出先 南但広域行政事務組合 環境課
E-mail: kankyo@nantan.hyogo.jp FAX: (079)670-3367

6 参考資料の提供

参加表明書の提出事業者へは、企画提案に係る参考資料として、「令和4年度南但クリーンセンター精密機能検査報告書」等を別途提供する。なお、受託候補者に選定されなかった場合は、当配布資料は返却しなければならない。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 **令和6年9月3日(火)午後5時まで**
- (2) 提出書類 **企画提案書等提出書類一覧(別紙4)**のとおり
- (3) 提出部数 各10部(正本1部・副本9部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(期限当日までに必着)による。
- (5) 提出先 南但広域行政事務組合 環境課(南但クリーンセンター内)
〒669-5243 兵庫県朝来市和田山町高田 817-1

8 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに**辞退届(別紙5)**を担当課まで持参又は郵送必着すること。

9 受託候補者の選定

- (1) プレゼンテーション
 - ① 実施場所 **南但クリーンセンター 2階研修室**
 - ② 実施日時 **令和6年9月中旬**

ア 実施日時は別途決定し、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。)

③ その他

ア 下記12「失格条項等」に該当する事業者は失格とし、プレゼンテーション審査を実施しない。

イ プレゼンテーションに出席することができる者は4名以内とし、配置予定の担当者は必ず出席すること。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ プレゼンテーションは提出された資料をもとに行い、追加提案の説明や資料の配布は認めない。

オ プレゼンテーションは、プロジェクター等の使用は可とする。プロジェクター、スクリーン、パソコンは発注者が準備する。但し、持ち込みは可とする。

(2) 選定方法等

① 受託候補者の選定は、南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が受託候補者を選定する。

② 審査委員会は、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価点が最高点の者を受託候補者として選定する。

ただし、最高得点の者が複数ある場合は、南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務プロポーザル評価基準(別紙6)にある「提案内容」及び「総合評価」の合計得点が高い提案者を上位とする。

③ 参加事業者が1社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は受託候補者として決定する。

④ 得点が7割に満たない場合は失格とする。

(3) 審査基準及び配点

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書及び見積書、企画提案に係るプレゼンテーションを南但ごみ処理施設整備指針策定支援業務プロポーザル評価基準(別紙6)に基づき審査する。

(4) 審査結果

審査結果は、全員に参加表明書に記載の連絡先に電子メールで通知する。なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(5) 選定結果の公表

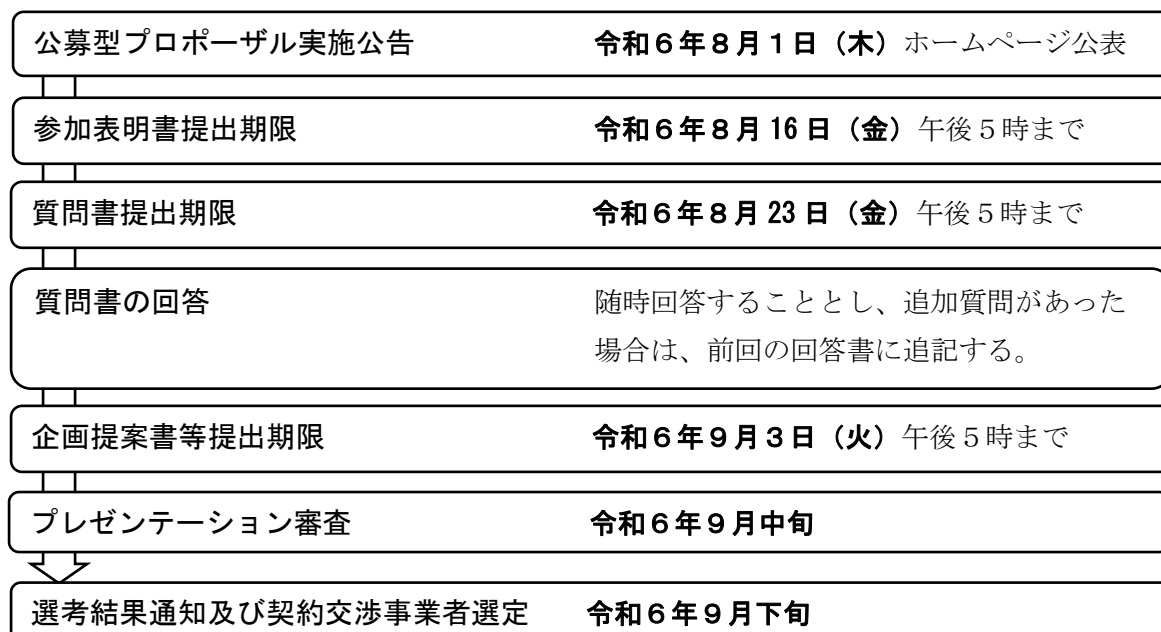
南但広域行政事務組合ホームページ上において公表する。

10 契約の締結

(1) 上記9(2)により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他の理由(地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は南但広域行政事務組合から委託業務契約に係る指名停止を

- 受けることとなった場合等) で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 受託候補者として選定された日から7日以内に契約書を作成すること。
 - (3) 受託者は契約締結と同時に履行保証に係る手続きを行うこと。

11 募集から契約交渉事業者選定までのスケジュール



12 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公正性を害する行為があった場合
- (5) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、南但広域行政事務組合情報公開条例(平成13年南但広域行政事務組合条例第2号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

14 提出及び問合せ先

〒669-5243

兵庫県朝来市和田山町高田817-1 (南但クリーンセンター内)

南但広域行政事務組合 環境課 担当：野田、下村

電話番号：(079)670-3366 FAX：(079)670-3367

E-mail: kankyo@nantan.hyogo.jp